

パーソナルデータに関する検討会について

平成26年4月

内閣官房

情報通信技術(IT)総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室

1. 背景及び課題

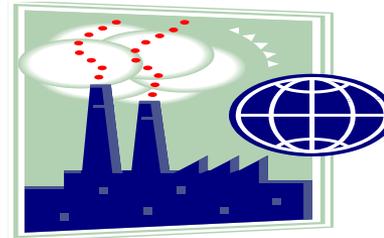
行政



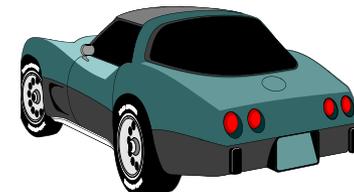
エネルギー



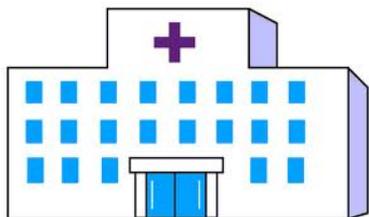
流通・小売



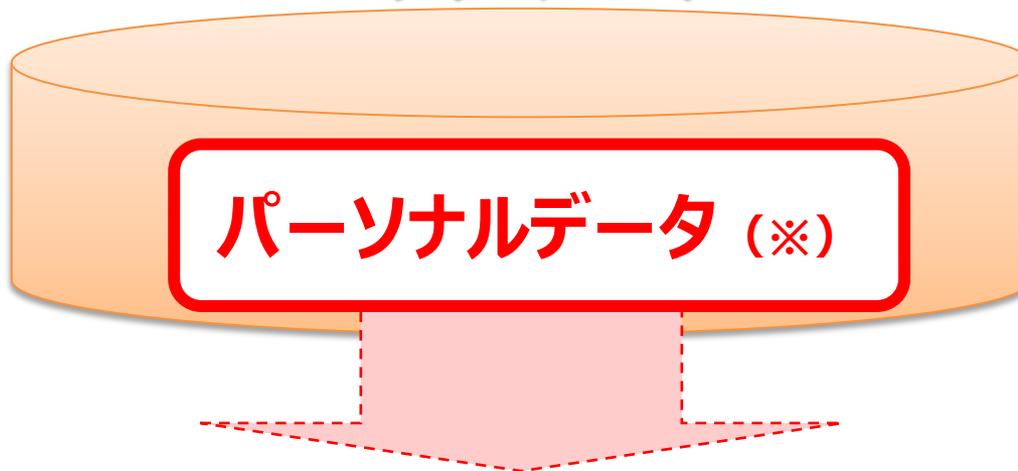
交通



医療



ビッグデータ



防災・減災



**プライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

2. 背景及び課題

1. プライバシー意識の高い消費者の増加

- ・ 個人情報保護法の制定から10年が経過し、プライバシーに関する考え方が社会に広く浸透
- ・ 消費者が企業に対して現行法制定当時には想定されていなかった個人情報の慎重な取扱いを求めるという状況

事業者は、プライバシー保護の観点からどのような措置をとれば十分か判断できず、データ利活用を萎縮

2. データ取扱いの多様化

データ利活用による社会課題の解決や新ビジネスの創出等への期待が高まる中、データの取得時には想定していなかった目的での利活用や、他の事業者との連携した利活用など、技術の進展とあいまってデータの取扱いが多様化

個人情報の定義の曖昧さや、利用目的の拡大・第三者提供にかかる手続きの煩雑さといった点が、円滑な利活用を進める上で課題

3. 企業活動のグローバル化などの環境変化

事業者の活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代

- ・ 我が国の個人情報保護レベルは、欧州から不十分とされており、例えば、欧州に展開する我が国企業が欧州から日本へ個人データを移転しようとした場合、各企業が個別に多大な労力を費やして欧州側の了解を得る必要
- ・ 国内法が海外事業者に及ばないことから、我が国の消費者の個人情報保護が十分に確保されないおそれ

3. 「世界最先端IT国家創造宣言」における方向性の提示

- 総務省

- 「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催（2013年6月に報告書とりまとめ）

- 経済産業省

- IT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」を設置（2013年5月に報告書とりまとめ）



世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）

（1）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

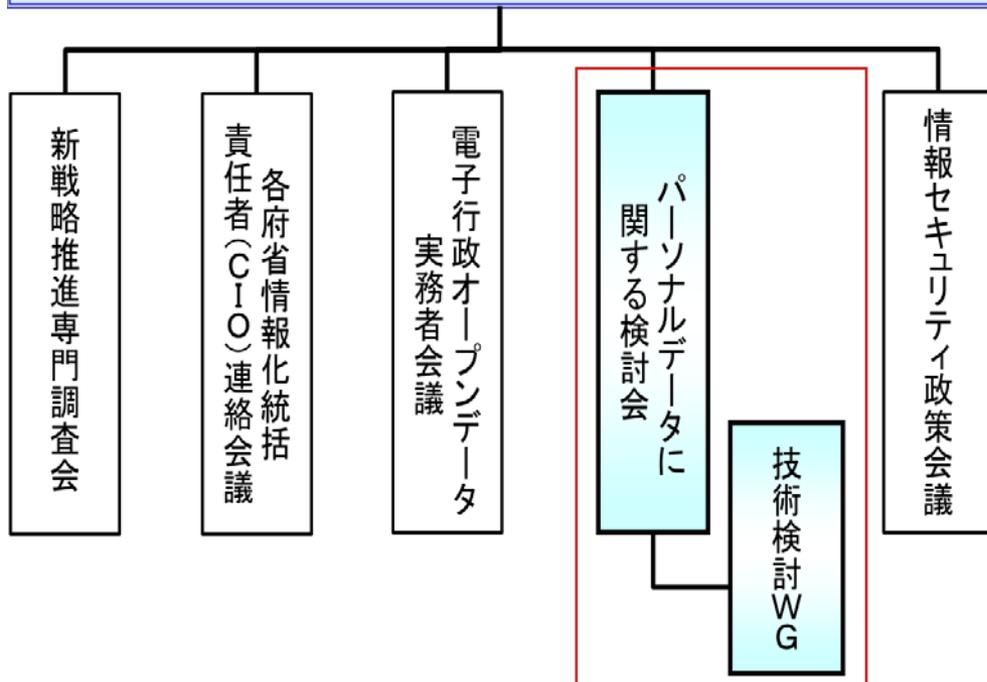
速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、**第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定**する。さらに、2014年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

4. パーソナルデータに関する検討会について

パーソナルデータに関する利活用ルールの特明確化等に関する調査及び検討を行う

- 座長 : 宇賀克也 東京大学教授
- 委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
- オブザーバ : 消費者庁、特定個人情報保護委員会
- 事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
棕田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

5. パーソナルデータに関する検討会の検討状況

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」策定までの検討状況

○第1回会合：9月2日

これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示

- ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
- ・事務局より検討すべき論点を提示
- ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

- ・安岡委員（ビジネス創出の観点）
- ・鈴木委員（ルール整備の観点）
- ・山本委員（センシティブ情報（医療情報）の観点）

○第3回会合：10月29日

第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・新保委員（国際的な観点から第三者機関の在り方（OECDガイドライン改訂含む））
- ・穴戸委員（第三者機関の組織構成・権限、及び憲法・国家行政組織法上の関係）
- ・伊藤委員（経済同友会からの意見）
- ・松岡・長田委員（消費者団体からの意見）
- ・参考人：第二東京弁護士会

○第4回会合：11月22日

第3回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・棕田委員（経団連からの意見）
- ・参考人：新経済連盟

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
技術検討ワーキンググループの報告

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（1/5）

〔平成25年12月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定〕

1. 背景及び趣旨

- 情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータについて、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。
- 企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が極めて容易になり、国際的な調和を図る必要がある。
- 個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化が促進されるとともに、パーソナルデータが公益のために利活用される環境を整備する。さらに、事業者の負担に配慮しつつ、国際的に見て遜色のないパーソナルデータの利活用ルールの明確化と制度の見直しを早急に進める。

2. 制度見直し方針の方向性

個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さ解消等を目指して行うべき制度見直しに関する主な方向性は以下のとおり。

- (1) ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
- (2) プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
- (3) グローバル化に対応する見直し

3. 制度見直し事項

（1）第三者機関（プライバシーコミッショナー）の体制整備

- ・ パーソナルデータの保護と利活用をバランス良く推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施などの対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
- ・ その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

（2）個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

- ・ 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

（3）国際的な調和を図るために必要な事項

<諸外国の制度との調和>

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、日本企業が円滑かつグローバルに事業が展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（3/5）

3. 制度見直し事項（つづき）

（3）国際的な調和を図るために必要な事項（つづき）

＜他国への越境移転の制限＞

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

＜開示、削除等の在り方＞

取得した個人情報の本人による開示、訂正、利用停止等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

＜パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築＞

第三者機関への行政処分等の権限付与・一元化、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

＜取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い＞

取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件(個人情報数5,000件以下)の見直しと、取扱いの際の負担軽減について検討する。

＜行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い＞

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等の国際整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等に配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（4/5）

3. 制度見直し事項（つづき）

（4）プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

＜パーソナルデータの保護の目的の明確化＞

パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーを保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。

＜保護されるパーソナルデータの範囲の明確化＞

保護されるパーソナルデータの範囲は、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断する。また、「センシティブデータ」については新たな類型を設けて特性に応じた取扱いを行う。なお、高度に専門的知見が必要な分野におけるパーソナルデータの取扱いについては関係機関の対応等を検討する。

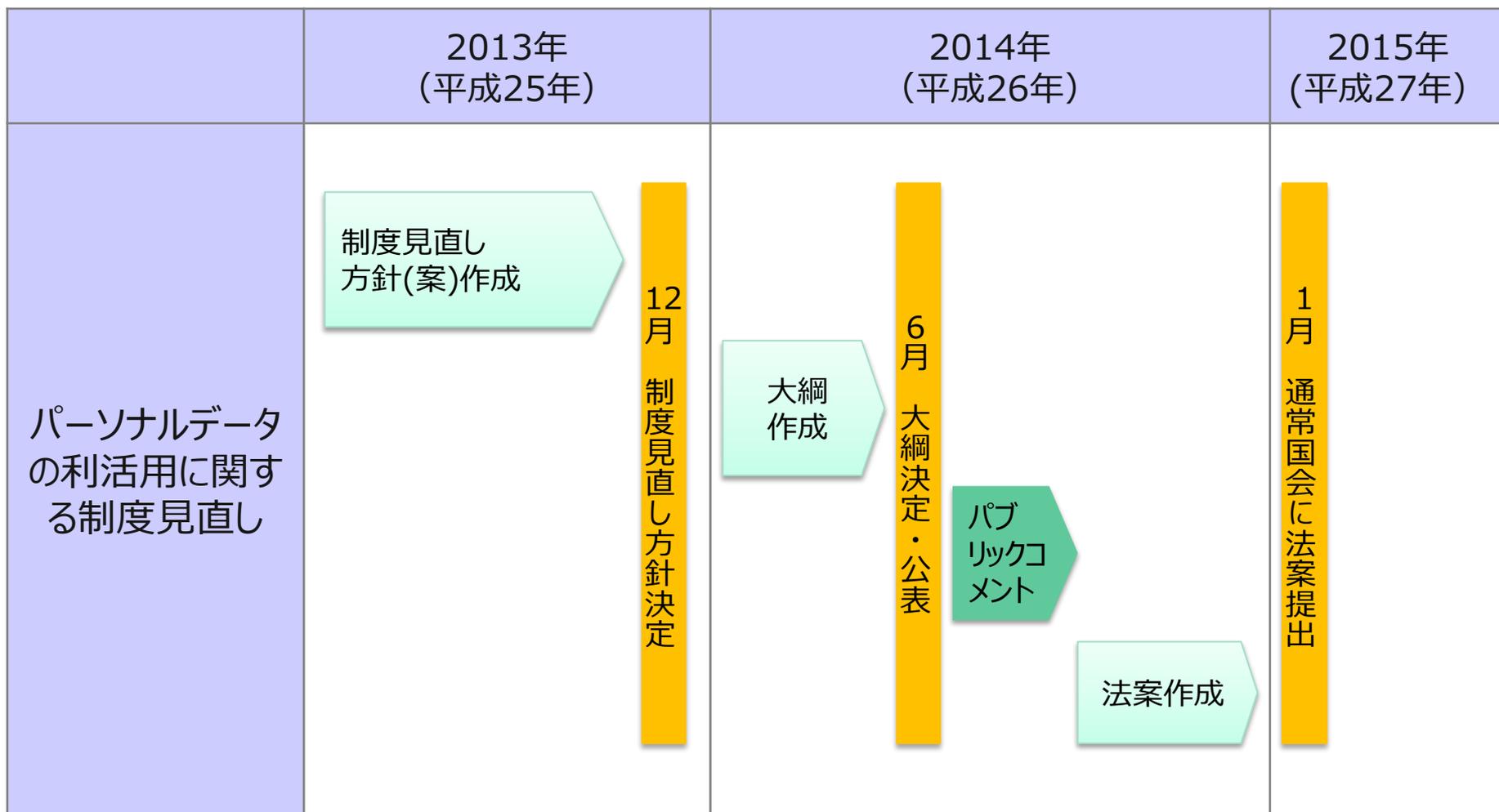
＜プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方＞

利用目的の拡大にあたって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定の在り方、パーソナルデータ取得時におけるルールの実施について検討する。また、個人情報の漏えいやその他プライバシー侵害につながるような事態発生の危険性、影響に関する評価の実施、公表等について検討する。

4. 今後の進め方

平成26年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会への法案提出を目指すこととする。

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し ロードマップ



※ 欧米を含めた諸外国の制度についても現在変更に向けた作業が行われているため、これらとの整合性を取るためにある程度の時間が必要となる。

(例：EUデータ保護規則案 2014年4月に欧州議会本会議で採択の見込み)

7. 大綱策定に向けた基本的な考え方 (1/2)

事業者等の課題・ニーズ

- ① 現行の個人情報保護法における個人情報の定義の明確化、保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化、パーソナルデータの種類に応じた事業者の義務・取扱いルール of 明確化
- ② 本人からの同意取得に関するルールの明確化（カメラによる顔画像の取得など個別に同意を取得することが困難な場合の扱い、入手後の利用目的変更時の再同意取得に係る負荷の低減 など）
- ③ 医療等情報の定義、取扱いルールの明確化
- ④ 事業者が過度な負担を負うことなく、EUから従業員や顧客のパーソナルデータを日本国内への移転を可能とする制度整備
- ⑤ 第三者機関の設立と主務大臣との権限整理（多重行政の回避）
- ⑥ 自由なパーソナルデータの流通・利用の実現と、事業者の義務・負担の在り方の明確化

消費者の意識（※）

- ① ビッグデータにおける個人の生活情報の利活用について、4割弱が「期待と不安が同じくらい」、1割強が「不安が期待より大きい」、3割弱が「不安が期待よりやや大きい」と感じている。
- ② 自身が受けるサービス以外での利活用に対する抵抗感は情報種類別に異なる（例えば、「自身の画像」については9割弱と高い一方、「食品・衣料品など日常の購買履歴」については4割強となっている）。
- ③ 自身の生活情報の提供に対する抵抗感は、8割強が「情報を社内で活用する際、個人を特定できないような加工技術を用いる」場合に、また、8割弱が「情報を提携先に提供する際、個人を特定できないよう事前に加工処理を行う」場合に、それぞれ軽減する傾向がある。
- ④ 診療情報（患者のパーソナルデータ等）を活用して医療サービスの進展に活用することについては、8割弱が許容できる・条件によっては許容できるとしている。
- ⑤ 6割前後が、自分の情報の削除ができることや、企業などが情報の利用範囲を明示することなどを重要視している。
- ⑥ プライバシー保護のためには、7割強が個人情報の適切な取扱いを判断できる窓口（公的機関及び事業者）の設置、6割強が個人情報の保護に関する普及啓発活動や世界規模でプライバシールールの整合性を図ること、などを必要としている。

7. 大綱策定に向けた基本的な考え方 (2/2)

見直しに当たっての基本的な考え方

- ① 事業者が個人の権利利益を保護しつつパーソナルデータを利活用することを促進するため、個人情報や「個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータ（以下「(仮称)匿名化データ」という。)」などの各定義の明確化と、それらを取り扱う際に事業者が従うべきルール of 明確化を行う。
- ② ①の事業者が従うべきルールの明確化に当たっては、事業者の負担に配慮しつつも、本人が、自分のパーソナルデータが法令に従って使用されているか、権利利益が保全されているか否かについて確認できる手段を用意する。
- ③ 個人情報及びプライバシー保護を前提としパーソナルデータの利活用を促進するため、現行の主務大臣制との関係を整理しつつ、事業者の個人情報の取扱いが合法的かどうかの統一的な法解釈と、適切な取扱いが行われていない場合に必要な法執行が行える体制として、第三者機関を整備する。
- ④ 諸外国の制度との調和を図りつつ、我が国においてパーソナルデータの利活用とプライバシーの保護が最適なバランスで実現可能となる制度を構築する。
- ⑤ 医療等情報については、その利活用が、公益のみならず、最終的には本人の利益として還元されるものであることを踏まえ、適切な取扱いの在り方を検討する。

8. 大綱に向けたパーソナルデータに関する検討会の検討予定

○第6回会合：3月27日

- ・大綱に向けた議論の進め方
- ・第三者機関

○第7回、第8回会合：4月（予定）

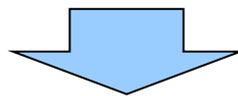
- ・定義
- ・個人の権利利益と個人情報取扱事業者の義務

○第9回会合：5月中旬（予定）

- ・医療等情報の取扱い
- ・認定個人情報保護団体等
- ・罰則、その他

○第10回会合：5月下旬（予定）

- ・大綱検討会案（事務局案）



- 6月 大綱検討会案の取りまとめ
大綱案の各省協議
IT総合戦略本部における大綱決定
- 7月 大綱のパブリックコメント